

障 発 0 6 1 4 第 2 号
平 成 2 8 年 6 月 1 4 日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 } 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に
ついて」の通知の施行について

標記については、平成19年12月18日障発第1218001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の通知の施行について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成28年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市は除く。）に対する周知につき配慮願いたい。